

別表（職・受験資格・勤務日数等）

【令和8年4月1日以降採用予定】

職種	職	受験資格	勤務日数	勤務時間	報酬
事務系	一般事務	日本国籍を有し、職務の遂行に必要な知識と能力を有する者	週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	月額223,296円
福祉系	児童虐待等対応専門員	次のすべてに該当する者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 児童福祉司の任用資格を有する者 イ 児童指導員の任用資格を有する者 ウ 社会福祉士の資格を有する者 エ 精神保健福祉士の資格を有する者 オ 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 カ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学もしくは社会福祉学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (2) 児童相談所、乳児院、児童養護施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者 (3) 職務の遂行に必要な知識と能力を有する者	週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	月額243,456円
	一時保護所日中児童指導員	次のいずれかに該当する者 (1) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (2) 児童指導員の任用資格を有する者 (3) 社会福祉主事の任用資格を有する者 (4) 児童養護施設、児童相談所一時保護所、保育所、児童館、学童クラブ等の児童福祉に関する実務経験がある者	週4日	7時間45分 ①午前7時00分～ 午後3時45分 ②午前8時30分～ 午後5時15分 ③午前9時15分～ 午後6時00分	月額232,320円
	一時保護所夜間児童指導員	次のいずれかに該当する者 (1) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (2) 児童指導員の任用資格を有する者 (3) 社会福祉主事の任用資格を有する者 (4) 児童養護施設、児童相談所一時保護所、保育所、児童館、学童クラブ等の児童福祉に関する実務経験がある者	月8日を超えない範囲で命令権者が別に定める日数	14時間 午後5時00分～ 翌午前8時30分	時間額1,783円
	一時保護所夜間児童補助指導員	職務の遂行に必要な知識と能力を有する者	月8日を超えない範囲で命令権者が別に定める日数	14時間 午後5時00分～ 翌午前8時30分	時間額1,525円
専門・経験職	虐待対応等強化専門員	次のすべてに該当する者 (1) 少年対応等の業務に精通し、その識見が卓越し、警察での職務経験が豊富な者 (2) 対人折衝能力に長けている者 (3) 職務の遂行に必要な知識と能力および経験を有する者	週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	月額292,512円
	里親支援等専門員	次のすべてに該当する者 (1) 児童養護、とりわけ里親制度に対する見識がある者 (2) 次のいずれかに該当する者 ア 児童福祉司の任用資格を有する者 イ 児童指導員の任用資格を有する者 ウ 社会福祉士の資格を有する者 エ 精神保健福祉士の資格を有する者 オ 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 カ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学もしくは社会福祉学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (3) 児童相談所、乳児院、児童養護施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者または家庭相談員として従事した経験のある者 (4) 職務の遂行に必要な知識と能力を有する者	週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	月額218,250円
	児童相談業務人材育成専門員	次のすべてに該当する者 (1) 児童福祉司の任用資格を有する者のうち、児童相談所の実務経験が5年以上ある者 (2) 職務の遂行に必要な知識と能力および経験を有する者	①週3日 ②週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	①週3日 月額213,460円 ②週4日 月額284,614円
	学校連携強化専門員	教員としての実務経験があり、学校長または同程度の立場としての実務経験が10年以上ある者	①週2日 ②週3日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	①週2日 月額142,307円 ②週3日 月額213,460円
	一時保護所学習指導員	次のすべてに該当する者 (1) 小学校、中学校または高等学校の教員免許状を有する者 (2) 小学校、中学校もしくは高等学校で教員としての実務経験があり、またはそれに準ずる教育現場での学習指導を行った実務経験がある者	週4日	7時間45分 午前8時30分～ 午後5時15分	月額240,970円